

電動車いすの活用に向けて

研究開発室
水野 映子

<伸びる電動車いす市場>

寒さが和らぎ春が近くなると、外へ出かけたいた気分も高まる。歩行が困難な高齢者や障害者などにとって、車いすは有用な移動手段の一つである。

車いすの種類は、その駆動方式によって手動と電動に分類される。このうち電動車いすには、主に障害者が使う狭義の電動車いすと、高齢者なども使う電動三・四輪車（スクーター型の電動車いす）がある。

経済産業省が毎年実施している福祉用具の市場規模推計によると、「手動車いす」「電動車いす」「電動三（四）輪車」の市場規模は、2000年度ではそれぞれ214億円、21億円、72億円であった。広義の電動車いす、すなわち「電動車いす」と「電動三（四）輪車」を合わせた市場規模は、「手動車いす」の半分にも満たない。しかし、高齢者の利用が多い「電動三（四）輪車」の市場規模は、近年大きく伸びており、2000年度では介護保険開始の影響もあり前年度の33%増となっている。

<幅広い利用目的>

では、電動三・四輪車はどのような目的で利用されているのであろうか。

警察庁の調査によると、電動三・四輪車の利用目的は「買い物」（68.0%）と「通院・通所」（54.9%）がそれぞれ半数を超えている（図表2）。そのほか、「友人や知人宅訪問」（39.5%）、「役所・銀行などへの用事」（39.0%）、「散歩」（38.4%）も4割近くを占めている。電動三・四輪車が生活のさまざまな場面で活用されていることがわかる。

<事故を防止するために>

高齢者等のモビリティを高める電動三・四輪車であるが、一方で事故の危険性も指摘されている。前述の警察庁の報告書によると、電動三・四輪車を含む電動車いすの利用者がかかわった交通事故の件数は、この数年間で増え続けており、2001年には207件（前年より20件増）となった。電動車いすによる事故を防ぐためには、操作方法や交通ルールを利用者に教育・指導することが重要であるという認識が高まっている。

電動車いすの利用者が守るべきルールはいろいろあるが、その一つが、歩道がある場合には歩道を通行しなければならないという道路交通法上の規定である。だが、前述の電動三・四輪車の利用者に対する調査で「歩道を通らないことがある」「車道を通っている」と答えた人はそれぞれ25.0%、5.9%であり、合わせて3割以上の利用者がこの交通ルールに従っていないことがわかる。

その背景には、利用者の安全に対する意識の低さとともに、電動三・四輪車が歩道を通りにくいという現状がある。歩道を通らない利用者に理由を尋ねた結果（図表3）をみると、上位2位には「歩道が狭い」（63.3%）、「歩車道境界に段差がある」（50.9%）といった道路構造上の問題点があがっている。また、3位の「歩道の上に障害物がある」（46.7%）という点は、道路の構造だけでなく、自転車の放置など他の人間による行為も原因である可能性を示している。

電動三・四輪車を含む電動車いすが安全に使われるためには、利用者への指導を徹底するとともに、道路環境を整備したり、周囲の人の理解を深めたりすることも必要であろう。電動車いすによる外出が危険だという理由で、高齢者や障害者を家の中に閉じ込めるようなことはしたくない。

図表1 車いすの市場規模の推移

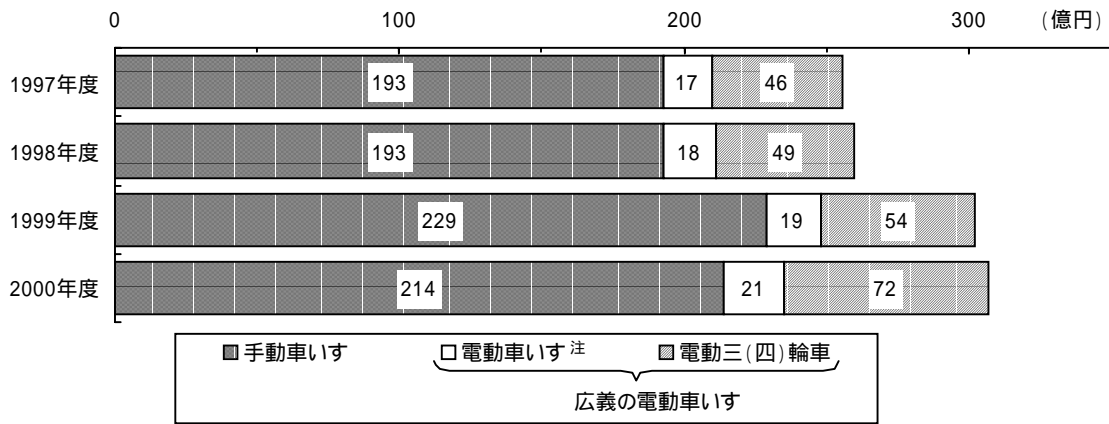
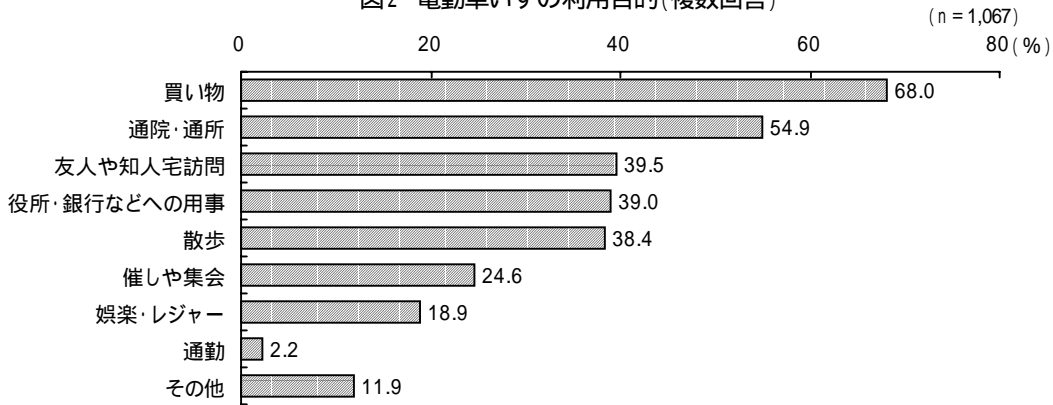


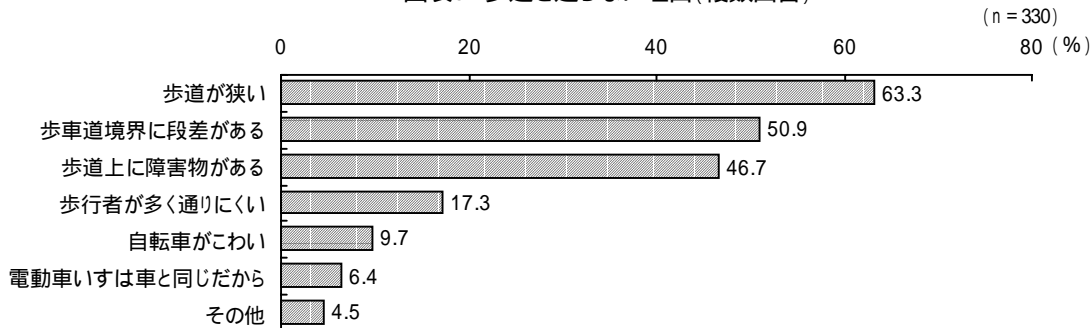
図2 電動車いすの利用目的(複数回答)



注：調査対象は電動車いす利用者2,500人であるが、集計対象は電動三・四輪車の利用者のみとなっている
資料：警察庁『高齢者の安全・快適なモビリティの確保に関する調査研究報告書』2002年2月
(調査時期は2001年9～10月)

WATCHING

図表3 歩道を通らない理由(複数回答)



注1：回答者は、「歩道を通らないことがある」または「車道を通っている」と回答した人
注2：調査対象は電動車いす利用者2,500人であるが、集計対象は電動三・四輪車の利用者のみとなっている
資料：図表2と同じ